

「育児に伴う休業（みなし育休）」の制度をスタートします

みなし育休とは…

自営業や短時間でのパートタイム勤務など、育休の制度がない母親について、満1歳の誕生日を迎えるまで育児のための休業とみなす制度。



1 開始時期（在園児）

令和6年4月以降

※ 入園申込をする際にみなし育休が適用されるのは、令和7年4月申込分から。

2 対象者

令和6年4月2日以降に出産した、自営業や短時間でのパートタイム勤務などで「育児休業等に関する法律」に基づく育児休業の制度がない母親

3 みなし育休の取得可能期間

生まれた子の1歳の誕生日の前日まで（翌日までに復職が必要）

4 手続き方法

出産前：異動届＋母子手帳のコピー（分娩予定日記載のページ）

出産後：異動届＋**育児に伴う休業申告書（※）**

復職後：異動届＋復職日記載の就労証明書（＋自営業の方のみ、復職後の収支がわかる書類か給与明細）

※ 市ホームページからダウンロードいただくか、お通りの保育園にてお声がけください。

5 注意事項

- (1) みなし育休中の認可保育園在園児の認定は、「保育短時間認定」とします。
- (2) 育児に伴う休業が終了した場合は、休業前の勤務内容・勤務時間で就労を再開する必要があります。
- (3) 育児に伴う休業から復職せずに、求職活動に要件を切り替えることはできません。
- (4) 認可外保育施設や幼稚園に通うきょうだいもいる場合、「幼児教育・保育の無償化」の補助が受けられるかどうかを、保育課へご確認ください。

6 問合せ先

調布市 子ども生活部 保育課

電話：042-481-7132～4